

支給認定現況届のFAQ

Q1:支給認定現況届とは何ですか。また提出の必要はありますか。

A:年に一度、ご家庭の現在の状況を報告していただき、保育園等を利用できる要件を満たしているか、また次年度の入園継続等を確認するものになります。各種書類と合わせてもれなく記入し提出してください。

Q2:保護者の保育を必要とする事由の欄には、父母 2 人とも記入する必要がありますか。

A:父母が保護者の場合、父母 2 人とも記入してください。父母ともに保育を必要とする事由に該当しなければいけません。ただし、1 号認定(幼稚園部)の場合は、記入の必要はありません。

Q3:1 号、2 号、3 号認定とは。

A:1 号認定…満3歳児以上で、幼稚園、認定こども園での教育を希望する場合

2 号認定…満3歳以上で就労等の保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

3 号認定…満3歳未満で就労等の保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

Q4:育児休業中は何号認定になりますか。

A:令和 7 年度からは 1 号認定になります。

令和 7 年度から 1 号認定になる場合…育児休業中、父母のどちらか一方が月の就労時間が 48 時間未満

Q5:求職活動は何号認定になりますか。

A:2 号認定になります。

ただし、令和 7 年度から年度につき 1 回(3 カ月のみ)となるため、認定期間中に就労できなければ、退所又は 1 号認定となります。必ず求職活動確約書をご提出ください。

Q6:1 号認定(幼稚園部)になると今までと何か変わりますか。夏休みはどうなりますか。

A:利用可能時間が変わります。

公立園の場合、1号認定の利用可能時間は 9:00～15:30 になります。

夏休みは希望により利用できます。(無料)

ただし、通常、園が希望保育となる期間(お盆、年末年始、春休み)は利用できません。

また、土曜日を利用することができません。私立園は各園にお尋ねください。

Q7:標準時間、短時間とありますが、違いは何ですか。また妊娠出産の場合は、どちらになりますか。

A:月の就労時間が 120 時間以上が標準時間、120 時間未満が短時間認定になります。

標準時間と短時間認定では利用可能時間が変わります。

公立園の場合

標準時間 利用可能時間 7:30～18:00

短時間 利用可能時間 8:30～16:30

私立園は各園にお尋ねください。

標準時間になる事由…妊娠出産、就労(父母ともに月の就労時間が 120 時間以上)、災害

短時間になる事由・・・就労(月の就労時間が120時間未満)、疾病・障害、介護・看護、就学、求職活動

Q8:月の就労時間が120時間未満でも標準時間にできますか。

A:朝の就業時間に間に合わない等の理由があれば、標準時間に変更できます。

また、現況届による標準時間・短時間認定の変更は令和6年9月からの実施になります。

Q9:入所児童世帯員の状況の欄で、記入例には世帯を分けている祖父母も記入してくださいとありますが、何か影響しますか。(保育料が上がるなど)

A:保育料は、父母の市町村民税で算定します。しかし、次の場合は、生計を一にしているその世帯の父母以外の扶養義務者で税額が高い方の市町村民税も含みます。

・父母の双方又は一方が、生計を一にしている扶養義務者の税の扶養控除の対象や健康保険の扶養家族になっている場合。

・父母の双方又は一方が、生計を一にしている扶養義務者から専従者給与の支払いを受けている場合。(青色専従者給与は除く)

・父母の双方又は一方の収入で、生計が成り立たないと判断した場合。

Q10:現在、こどもが年長ですが支給認定現況届は必要ですか。またどのように記入したらよいですか。

A:年長の方でも提出は必要です。支給認定現況届の表面のみ記入してください。裏面は記入の必要はありません。

Q11:現在、未満児で保育園に在園しており、来年度から年少児として別の保育園に通う場合はどのように記入すればよいですか。

A:裏面の①翌年度の確認の欄の転園希望に☑チェックし、転園希望園の順を記入してください。通園可能な園を記入してください。

Q12:支給認定現況届で転園・再入園を希望した場合は、秋の一斉申し込みの必要はありますか。

A:支給認定現況届を転園・再入園で提出した場合は、一斉申し込みは不要です。

ただし、保育必要事由の変更や就労時間の変更等があった場合は選考点が変わるので令和6年10月11日(金)までに変更後のものを提出してください。

提出のない場合や提出が遅れた場合は、支給認定現況届提出時の書類で入園選考をします。

Q13:支給認定現況届を転園・再入園希望で提出しましたが、希望園を変更したい場合はどうしたらよいですか。

A:支給認定現況届を提出後に変更を希望する場合は令和6年10月11日(金)までに保育課で変更の手続きをしてください。この日を過ぎた場合はまず、支給認定現況届提出時の転園・再入園希望先で調整となります。その後希望園に空きがあれば入園できます。

Q14:就労証明書や医師の証明(診断書)は兄弟姉妹とも原本が必要ですか。

A:上のお子様のみ原本で、他のお子様はその写しで差支えありません。

(兄弟姉妹で同一園でなくても写しで差支えありません。)

Q15:就労証明書は必ず勤務先ですべて記入してもらう必要はありますか。

A:就労証明書下部の保護者記載欄以外は、すべて、勤務先で記入をしてもらってください。
保護者の方が記入したものは認められません。

Q16:自営業ですが、就労証明書等の書類はどうすればよいですか。

A:法人化している自営業(株式会社や有限会社)は、ご自身の会社で就労証明書を作成してください。
法人化していない自営業(個人事業主)は、個人事業主ご自身で就労証明書を作成してください。
協力者の場合は個人事業主に依頼してください。
なお、個人事業主の中心者の場合は就労証明書の他に「個人事業主の開業届出書」や
直近の『確定申告書(一表二表)』等が必要になります。
個人事業主の協力者・専従者の場合は中心者からの「源泉徴収票」や中心者の確定申告書の
「事業専従者に関する事項」等の写しが必要になります。
※このような書類がない場合は、保育課へお尋ねください。

Q17:慢性的な病気(疾病)で入所している場合、医師の証明(診断書)はどのように記入してもらえばよいですか。

A:始まりは初診日を記入してもらい、終わりは継続加療中等と記入してもらってください。

Q18:現在、勤務先に籍を置いたまま産休中ですが、出産後育休を取得し令和7年度に
職場復帰をするため、保育園を利用したいのですがどのような手続き、書類が必要ですか。

A:裏面の①翌年度の確認の欄の再入園希望に☑チェック、年月を記入し、母子手帳の写し(表紙と分娩予定
日の記載のあるページ)と就労証明書(育休復帰後の就労形態)を提出してください。